

## 報告要旨

本報告は KUASU 次世代プロジェクト「帝国日本の戦時性暴力の歴史社会学」のワーキングペーパー（最終成果報告書）である。各報告の内容は以下の通りである。

木下報告は、海外メディアにおける〈慰安婦問題〉の表象を検討し、そこに現れる問題を読み解くものである。英語圏のメディア報道の多くは「慰安婦」制度に関する実証研究の成果を十分に反映できておらず、ステレオタイプな語りを流通させている。それらのソースとなっていると考えられる韓国から発信される情報について、一部のテキストを対象に、その特徴と問題を分析する。過度の暴力性を強調する手法の影で、痛みをとらえる感性が損なわれる可能性について、またステレオタイプな語りを無批判に引用する米国ほか海外メディアの問題について考察していく。

鄭報告の要旨は以下の通りである。

女性のためのアジア平和国民基金を進めた議論は、現存する「慰安婦」被害者への償いを第一の課題と考え「時間との勝負」に出て個人的・相対的解決方法としての国民基金の償いの実現にすべてを賭けた。「日本全体をくれるとしても、わたしたちが死んだ後であれば、なんの意味があるのか」という言葉に「なにがしか自分の生きていた証し、闘った証し」を伝えようとし償い事業をもって応えたのである。

一方、国民基金に反対した議論は、被害者を「暗黒時代の歴史の主人公」と見、彼女たちが「民族の象徴」とどまらず、名誉を回復し歴史の主体になれるよう法的・全体的解決を求めた。「慰労金を受け取って不名誉に死ぬことより、慰労金を拒絶して名誉に死ぬことを選ぶ」という言葉に運動の「責任」を感知し応答しようとしたのである。

それぞれの目標にむけ最善を尽くすプロセスは、被害者の言葉を正しく聞き取り、その真意を正しく代弁するという方法論として展開された。

いまを生きる一人ひとりの被害者に償いの気持ちを伝達しようとした努力と、法的な手続きをとおして被害者の「恨」を晴らしてあげようとした努力は、「被害者はこう語る。だからこうすべきだ」というふうに、言葉を選び分ける過程をともなった。

被害者がこう語るからこうするということ、国民基金賛否両論の共有した「代弁」という論じ方は、本文で言及しているように「慰安婦」問題に積極的に取り組みこれまでとは異なる世界を作ろうとした者たちの意志の表現でもある。

かかる意志は、被害者と支援者(代弁者)という二項的安定性を揺さぶりつつ、互いが互いに巻き込まれ「慰安婦」問題の当事者を拡張していく過程、すなわち、尹のいう「生の質を変える」プロセスとともに、和田のいう「未処理の問題に取り組むひとつの手がかり」を作ろうとするプロセスとともに存在した。

と同時に、それは「日本全体をくれるとしても、わたしたちが死んだ後であれば、なんの意味があるのか」「慰労金を受け取って不名誉に死ぬことより、慰労金を拒絶して名誉に死ぬことを選ぶ」というかたちで発せられた言葉をそれぞれの根拠にする聞き取り方

を可能にした機制として働いた。「ラストチャンス」にすべてをかけた思い、「慰安婦」問題が「民族の問題にも」ならないような歴史作りへの志向は、不変の確実性にに基づいて正しさを追究しようとする「欲望」<sup>1</sup>と近接しているのだ。

「ラストチャンス」としての国民基金の償いの実現と、戦時性暴力の被害者が歴史の主体になるというある関係の転換を夢見た両論は、沈黙で、行動で、涙で、目の表情で自分たちの意思を伝えた被害者の言葉を聞き取ることは至らなかった。被害者の「名誉回復」は強調されたが、彼女たちの言葉は「恨」の証としてしか聞いてもらえなかったのである。

その意味で国民基金をめぐる論争は、他者的立場に置かれている者の言葉の聞き取り方、あるいは聞き取りを論拠とする分析方法自身の問題性を呈したポストコロニアル知的状況の一段を表したといえよう。

持ち上げられたり外されたりする目にあつた者の身体感覚からすれば、国民基金をめぐる議論は「道義的解決」対「法的解決」といった責任の果たし方をめぐる議論であるというより、「被害者」対「被害者を代弁する者」という構図の問題性が浮き彫りになった、「慰安婦」問題をめぐる知自身が問われたある場だったかもしれない。

自分たちの言葉が選り分けられ根拠として領有される時、彼女たちは何をみたのだろうか。この問いは、他者の言葉に順位をつけある正解を手に入れようとした方法論に対する再考、そうした聞き取り方を成り立たせた参照軸に対する検討とともに存在する。

「お金がほしい」、「お金の問題ではない」という言葉たちが共存する場が設けられたかもしれない可能性、知をめぐる秩序そのものへの問題化。それが、国民基金をめぐる論議において問われているのではなからうか。

「日本全体をくれるとしても、わたしたちが死んだ後であれば、なんの意味があるのか」という言葉に応え「未処理の問題に取り組むひとつの手がかり」を残そうとした切望と「慰労金を受け取って不名誉に死ぬことより、慰労金を拒絶して名誉に死ぬことを選ぶ」という言葉に「責任」を知覚し「民族も問題に」ならないような「新しい秩序」を創造しようとした夢は、相反しているというより、ポストコロニアル状況における「慰安婦」問題に対するある身構えを表している。それは、身構えるという点において揺れているものでもある。

両方に通底する揺れこそが重要であるのではなからうか。それが自然化された当事者ではない被害者に対する問いの余地を、また彼女たちを代弁しようと努めた者たちのことに対する問いの余地を提供する起点であるからである。

---

<sup>1</sup>Chow は、土着民や被抑圧者をはじめ、他者とみなされる人々に反帝国主義批評家たちが魅了される理由を不変の確実性に執着する欲望の問題として考察する。レイ・チョウ（本橋哲也訳）「あのネイティヴたちは皆どこへ行ったのか？」『ディアスポラの知識人』青土社、1998、90-93頁。

国民基金は解散したが、それをめぐる議論は未だ終わっていない。いや、むしろ議論は賛否論争という名のもとでの、ポストという別の社会をめぐる意志たちの葛藤というある場をへて、ようやく身構えの揺れという議論の出発点を確保したといえるだろう。

山本報告は、満洲や朝鮮半島で性的な攻撃を受けた女性たちの経験が、今日「日本人も彼らに強姦された」などとして、日本人の犠牲者性を顕示し、排外主義や韓国・中国攻撃を正当化するスピーチに利用されていることを論じる。この性暴力を、植民地主義研究の一環として再検討する必要があるだろう。その際に留意すべきは「戦時性暴力」という語である。字義的に捉えるならこの語は、戦時・紛争時に発生した性暴力すべてを包含することになり、性暴力をめぐる状況を脱文脈化する危険性も孕んでいるからだ。普遍主義に横滑りしやすい「戦時性暴力」という概念について、その力強さと危うさの双方を念頭に置きながら、再検討することが求められている。

牧野報告は、太平洋戦争期、前線の士気昂揚のため、出征兵士の妻の貞操対策として、姦通行為を、姦通罪ではなく、夫の不在に居宅に侵入した男を住居侵入罪で検挙・訴追する方針が打ち出されたことを論じる。こうした法の運用は大正期から行われていたが、姦通取締目的で住居侵入罪の法定刑を加重した戦時刑事特別法が制定されると、裁判所の判断も前線の士気に言及したものとなる。司法判断に戦時体制が影響を及ぼしたのみならず、司法も女性の性の管理に荷担していたのであった。